

## 災害時相談事例Q &amp; A（平成23年6月3日版）修正箇所抜粋

**Q153 地震で後見人が死亡した。今後どうしたらよいか。**

A153 《法定後見》 後見人が死亡した場合には、被後見人が死亡したまたは後見制度を利用しなくてもいい程度に判断能力が回復しているときを除き、新たに後見人を選任する必要がある。まずは、後見人が死亡したことを家庭裁判所に報告し、後任の後見人選任手続等については、家庭裁判所の指示やアドバイスがあるのでそれに従って進める。

《任意後見》 任意後見人が死亡した場合には、任意後見契約は終了する。この場合、このままでは~~被任意後見人任意後見契約における本人~~の身上監護や財産管理に支障が生じるので、速やかに~~被任意後見人本人~~の住所地の家庭裁判所に法定後見開始の申立てをする必要がある。したがって、まず、任意後見人が死亡したことを家庭裁判所に報告し、その後の法定後見開始の申立手続については、家庭裁判所の指示やアドバイスに従う。なお、法定後見開始の申立人になるべき者がいなければ、首長申立を促す必要がある。また、任意後見人の死亡により任意後見契約が終了したときは、東京法務局の後見登録課に「終了の登記」の申請をする必要がある。

**Q156 避難所で生活している人のために後見人を選任してもらうため、後見開始の審判の申立てをしたいが、どこの裁判所に申立てをすればよいか。**

A156 後見開始の審判の申立ての管轄裁判所は、原則として被後見人の住民票上の住所地为管轄する家庭裁判所~~で~~。しかし、避難所の所在地を管轄する家庭裁判所に申立をしてもよい場合もあるので、いずれかの家庭裁判所に相談する。

**Q157 後見開始の審判の申立てを考えているが、本人は、近々遠方に転居する予定。このような場合、どこの家庭裁判所に申立てをすればよいか。**

A157 その転居が一時的なもの（避難）であれば、現在の住所地为管轄する家庭裁判所に申立てをすればよいと考えられる。転居が一時的なものでない（これまでの住居地に戻る目途が立たない）場合には、転居後に転居先の管轄家庭裁判所に申立をしたほうが良いと思われる。事前にいずれかの家庭裁判所に相談をしたほうが良い。

**Q158 本人の財産の状況や収支の状況を調査することができないため、財産関係が不明~~で~~すが、後見開始の申立ては可能か。また、戸籍の記録が失われてしまったため、申立てに必要な戸籍謄本を取得することができない場合どうしたらよいか。**

A158 財産関係に不明な点があっても（申立書付票中に記載することができない箇所があっても）、申立ては可能。また、市役所等において戸籍謄本等の必要書類を発行してもらえない場合には、入手できる範囲の資料に基づいて申立てをすることも考えられるので、事前に管轄の家庭裁判所に相談する。

**Q160 被後見人は、県外の施設（住宅・親戚宅）避難している。今後後見人が家庭裁判所に対して連絡や報告をする場合には、どこの裁判所に連絡・報告すればよいか。**

A160 原則として、最初に後見開始の申立をした（事件記録のある）家庭裁判所に連絡・報告すればよい。ただし、避難生活が長くなり、あるいは避難先の地に正式に転居するような場合には、~~管轄裁判所を避難先・転居先の家庭裁判所に変更してもらうことを検討したほうが良い。管轄家庭裁判所の変更の相談は、~~最初に申立をした（事件記録のある）家庭裁判所にすればよい相談するとよい。なお、被後見人のみが遠方に避難している（後見人が一緒に避難していない）場合には、被後見人のために、避難先における後見事務を担当する後見人を追加選任してもらうことを検討したほうが良い。後見人の追加選任の手続きについても、後見人から、最初に申立をした（事件記録のある）家庭裁判所に相談する。

**Q161 震災後に被保佐人（被補助人）の判断能力が急激に低下している。どうしたらよいか。**

A161 被保佐人（被補助人）の判断能力の低下の程度に応じて、被保佐人（被補助人）につき後見開始または補保佐開始の申立を立てをすることができる。この場合、保佐人（補助人）が申立人になることができるので、家庭裁判所と相談のうえ手続きを進める。

**Q167 被後見人は、現在、避難場所で暮らしている。避難所生活がしばらく続きそうだが、避難所にヘルパーを派遣してもらうことは可能か。**

A167 避難所、仮設住宅等においても、ホームヘルプサービスやデイサービス等の介護サービスの利用は可能だと思われるので、ケアマネジャー等に相談する。

**Q168 後見人（被後見人）が行方不明で、遺体も発見されていない。それでも死亡と取り扱われることがあると聞いたが、どのような制度なのか。**

A168 遺体が発見されていないのに死亡と取り扱われる制度には、失踪宣告と認定死亡の2つがある。

《失踪宣告》 不在者の死亡が不明の場合に、一定の要件のもとでその人を死亡したものとみなす制度。具体的には、震災等の危難が去った後1年間、不在者の生死が不明の場合に、利害関係人が家庭裁判所に申立をすることにより、家庭裁判所が不在者の失踪の宣告をし、これにより、失踪宣告を受けたひとりは、震災等の危難が去った時に死亡したものとみなされる。

《認定死亡》 戸籍法第89条の規定に基づき、水難、火災その他の事変によって死亡したものがあつた場合に、その取り調べをした官庁または公署（消防署長、警察署長等）が、死亡地の市町村長に死亡の報告をし、この報告に基づき市町村長が戸籍簿に死亡の記載をする制度。ある人が、水難、火災その他の事変によって死亡したことがほぼ確実であるが、その遺体が発見されていない場合、市町村長は、そのままでは戸籍簿に死亡の記載をすることができない。この場合、原則として、危難が去つた後1年間の期間が経過するのを待つて、家族（利害関係人）が失踪宣告の申立をし、家庭裁判所によって失踪宣告がされて、はじめて

戸籍簿に死亡の記載がされることになるが、その手続きを経ることなく、死亡の蓋然性が高いことを前提に、取調べに当たった役所が厳格な要件のもとに死亡の認定をして市町村長にその報告をし、これを受けて、本籍地の市町村長が、戸籍上死亡の記載をすることにより、その人の死亡を推定する制度が、認定死亡の制度である（戸籍上の認定死亡の記載は、反証のない限り、戸籍簿に記載された死亡の日時に死亡したものと推定されるとの効果有する）。

**Q169 被後見人が居住していた建物が被災し、全壊に近い状態。被後見人の住まいを確保するには、壊れた建物を取り壊したうえ、新たに建物を建てる必要があると思われる。この手続きを行う場合に、家庭裁判所の許可は必要か。**

A169 被後見人が居住するための新たな建物を建てることについては、家庭裁判所の許可を要しないが、被後見人の居住用の建物を取り壊す場合には、家庭裁判所の許可が必要。なお、被後見人の資産の状況や健康状態によっては、新たな居住用の建物を建てることよりも、施設への入居を検討したほうが良いこともある。そのため、新たに建物を建てることを計画する場合には、必ず事前に、建物の取り壊しの件とともに家庭裁判所に相談する。

なお、東日本大震災とその余震により被災した家屋の解体及び自宅敷地内に流入した瓦礫などの撤去は、申請に基づき、国の負担で市町村等が処理することになっている。その手続きの詳細については、市町村等に問合せすること。

**Q170 私は、父の後見人をしている。震災で傷んだ家屋を修復するため、私が銀行から融資を受け、父名義の土地と家屋に抵当権を設定することを予定しているが、何か気を付けることがあるか。**

A170 《法定後見》 手続的には、後見人と被後見人の利益相反行為になるので、家庭裁判所で特別代理人（臨時保佐人、臨時補助人）を選任してもらい、特別代理人等が被後見人の代理人として抵当権設定契約をする必要がある。ただし、後見監督人（保佐監督人、補助監督人）が選任されているときには、後見監督人が被後見人の代理人として契約するので、特別代理人（臨時保佐人、臨時補助人）を選任してもらう必要はない。また、抵当権を設定する不動産が被後見人の「居住用不動産」であれば、抵当権の設定について、家庭裁判所から「居住用不動産の処分の許可」を受ける必要がある。この許可がないと抵当権の設定契約は無効になる。なお、抵当権を設定する予定の不動産が、被後見人の「居住用不動産」でない場合であっても、被後見人の心身の状態や資産の状況によっては、そもそも、家庭裁判所が抵当権設定契約の締結を認めない可能性もある。また、金融実務においては、このような場合に、融資の条件として、物件所有者に、物上保証に加えて人的保証を要求するのが実情であり、被後見人に保証債務を負担させることは被後見人の行為としては不適切である。

《任意後見》 任意後見人・本人間の利益相反行為については、任意後見監督人が本人（被任意後見人）を代理するので、任意後見監督人が本人の代理人になって抵当権設定契約を締結する。その不動産が「居住用不動産」であっても、事前に家庭裁判所の許可を受ける必要はないが、本人の利益を害することのないよう、抵当権設定の可否については慎重に判断をすべきである。本人に保証債務を負担させることは法定後見の場合と同様に不適切であるこ

とに注意を要する。

**Q173** 私は、今回の震災の影響をほとんど受けていない地に住んでいる保佐人（補助人）である。被保佐人（被補助人）が所有する空き家があり、被保佐人（被補助人）がこれを被災者の受け入れ先として提供することを希望しているが、保佐人（補助人）としてこれに同意してよいか。

A173 被保佐人（被補助人）が居~~存~~住用の建物を処分するにつき、保佐人（補助人）が同意権を行使する場合には、本人意思を尊重する趣旨から、家庭裁判所の許可は不要。そこで、保佐人（補助人）が同意権を行使するに当たっては、成年後見制度の基本的な理念である「本人の自己決定権の尊重」と「本人の利益の保護」の観点から判断することになる。家庭裁判所の許可は不要だが、事前に家庭裁判所に相談したほうが良い。なお、不動産の処分について代理権の付与を受けている保佐人（補助人）が、被保佐人（被補助人）に代理して被保佐人（被補助人）の居住用建物を処分するときには、家庭裁判所の許可を得なければならないので注意が必要。

**Q178** 被後見人の入所していた有料老人ホームが震災により倒壊してしまった。この有料老人ホームは、以前から経営不振であったようで、今回支払不能に陥ったとして破産手続きをすることになった。すでに支払った入居一時金は返してもらえるのか。

A178 有料老人ホームの経営会社が破産した場合には、その経営会社に対する債権は破産債権となり、一部の配当しか受け取~~れ~~られない（全額の弁済を受けることはできない）。しかし、その経営会社が社団法人全国有料老人ホーム協会の「入居金基金制度」に加入していれば、同制度により入居一時金の返還（支払）を受けることができる可能性がある。被後見人の管理財産中に、入居者登録番号を付した「保証状」があるかどうかを改めて確認し、または社団法人全国有料老人ホーム協会に相談すること。なお、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」（特定非常災害特別措置法）第5条により、東日本大震災が原因で企業が債務超過に陥っても、地震発生から2年後の2013年3月10日までは、裁判所は、破産手続き開始の決定をすることができないとされている。

**Q180** 被保佐人が居住用に借りていたアパートが震災により損壊し、使用することができなくなった。賃貸人に契約解除の通知をしたいが、保佐人の同意が必要か。

A180 建物の損壊の程度が重大で居住のために使用することができないときは、アパートの賃貸借関係は履行不能により原則として終了するものと思われるので、賃貸人に対する契約解除の通知と保佐人の同意は不要だが、今後のことも含めて~~被~~保佐人に相談したほうが良い。

**Q183** 震災の影響で被後見人の病状が悪化し、医師から早期の手術が必要である旨の説明を受けたが、被後見人の親族も被災しており連絡が取れない。この場合、後見人だけの判断で手術に同意してもよいか。

A183 立法担当者は、後見人の被後見人に対する医療行為への同意について、規定の導入

は時期尚早として法律に明記しなかったとしている。しかし、被後見人本人が同意できない場合には医療サービスを受けられないことにもなりかねず、被後見人の生命維持のためまたは病状のさらなる悪化を防ぐために避けられない手術である時には、後見人には医療行為に同意する権限がないことを医師に説明したうえで、被後見人または親族に代わって同意する場合もあると思われる。なお、医療同意の代行決定にあたっては、医師や看護師から十分な説明を受けたうえで、施設職員やケアマネ＝ジャー等の関係者がいればその者と協議をし、関係者がいなければ医師と協議の上決定するという共同決定のプロセスをとった上で同意の判断をすべきである。また、親族の連絡先が分かり次第、手術に同意をした旨の説明をすべきだと考える。

**Q185** 私は後見監督人に就任しているが、被後見人と後見人がいずれも震災により死亡した。この~~ばあい~~場合どうすればよいか。

A185 被後見人の死亡により後見が終了するので、本来であれば、後見人が、後見終了時の管理の計算（後見の計算）を行うが、その後見人が死亡しているのであれば、管理の計算（後見の計算）は、後見人の相続人または後見監督人が行うことになる。実際に行うべき事務の分掌については、相続人及び家庭裁判所と協議して決定する必要がある。

**Q187** 震災により、被後見人である母（岩手県在住）は無事だったが、その後見人であった兄が死亡した。今後は九州在住の弟が母を引き取り後見人に就任する予定である。どの裁判所に手続きを取ればよいか。

A187 ~~原則として、まず被後見人について後見開始の審判をした家庭裁判所で、後任の後見人の選任申立の手続きを取ることになる。ただし、申立をすることによりまたは裁判所の職務で、転居先の最寄りの家庭裁判所に事件を移送（管轄変更）してもらうことができる。法律上は被後見人の住所地の家庭裁判所に後任の後見人の選任等の申立てをすることになっているが（家事審判規則82条）、そのほかの家庭裁判所への申立てが認められる場合もあるので、事前に申立てをしたい家庭裁判所に相談する。~~

**Q191** 被後見人が~~な~~亡くなったので、管理の計算（後見の計算）をしなければならないのだが、後見人も被災しており、通帳等の記録はすべて消失した。どうしたらよいか。

A191 被後見人の死亡等により後見人の任務が終了したときは、後見人は、2か月以内にその管理の計算（後見の計算）をしなければならない。管理の計算（後見の計算）とは、後見人の就任当時から任務終了に至るまでの間に後見事務の執行に関して生じたすべての財産の収入および支出の計算であり、その間の財産の変動と現状を明らかにすることを目的とする。したがって、管理の計算（後見の計算）をするためには、後見開始時からの被後見人の収支の記録その他の財産に関する情報（記録）が必要になる。後見人の手元にその資料がなければ、過去に家庭裁判所に提出し、家庭裁判所で保管されている被後見人の収支一覧表、財産目録並びに通帳及び証書の写しなどの事件記録の謄写を申請するとともに、取引のあった金融機関で残高証明書や過去の取引履歴等の記録の交付を請求し、これらの記録を入手し、これらの記録をもとに管理の計算（後見の計算）を行う。時間がかかり2か月の期間内に管理の計算ができない場合には、予め家庭裁判所に期間の伸長の申立をする必要もある。2か

月の期間内に管理の計算ができそうにない場合には、必ず事前に家庭裁判所に連絡をすること。

**Q193 私は父の後見人をしていたが、父は震災により死亡した。後見人として何をすればよいか。**

A193 《法定後見》 まず管轄家庭裁判所に被相続人が~~死亡~~なくなったことを（電話等で）報告する。その際、被後見人である父の名前のほか、後見事件の事件番号「平成〇〇年（家）第〇〇号」がわかっているれば、話が伝わりやすい。その後には事務については、家庭裁判所（書記官）から指示またはアドバイスがあるので、その指示やアドバイスに従って手順を進める。具体的には、①管理の計算（後見の計算）、②後見終了の登記の申請（東京法務局民事行政部後見登録課）、③相続人全員への相続財産の引継ぎ、④家庭裁判所への終了報告書の提出、等の手続きを取る必要がある。なお、後見監督人が選任されているときは、後見監督人に管理の計算（後見の計算）に立ち会ってもらわなければならないので、後見監督人とも打ち合わせを行う。また、後見人として預かっていた被後見人の財産は、遺言書があれば遺言執行者に引渡し、遺言書がなければ相続人全員で遺産分割協議等をして相続の手続きを取ることになる。

《任意後見》 任意後見監督人に、被任意後見人が死亡したことを報告する。その後は、任意後見監督人の指示に従って、上記①及び②の手続きを行う。上記④の終了報告書は任意後見監督人に提出する。家庭裁判所へは任意後見監督人が終了の報告をする。③の相続の手続きは法定後見と同様。

**Q195 被~~相続後見~~人が死亡したが、相続人の安否（行方）が不明である。そのような場合、相続財産の引き継ぎはどのようにすればよいか。**

A195 相続財産の種類によっては、相続人が一人でも生存していれば、管理の計算（後見の計算）後に、当該（生存している）相続人に、相続財産を引き渡すことも可能。しかし、後日の混乱を避けるため、すべての相続人が判明するまで、やむを得ず後見人が相続財産の管理を継続することもあり得る。後見人がその任務を終了した後も被後見人の財産（相続財産）の管理を継続することは、問題ないので、民法第918条第2項による相続財産（遺産）管理人の制度を利用することも検討する。また、唯一の相続人が生死不明の場合、不在者財産管理人の選任申立を検討する必要もある。さらに、相続人のあることが明らかでないときは（相続人不存在）、民法第952条の規定による相続財産管理人の選任申立をする必要がある。詳細は家庭裁判所に相談をする。

**Q196 被後見人が死亡したが、相続人がわからない。親族からの連絡を待っているだけでよいか。**

A196 死亡した被後見人の相続人は、被~~相続後見~~人の戸籍謄本等を入手することによって確認できる。後見人は後見登記事項証明書及び被後見人の死亡証明書等を~~合~~併せて提出することにより、被後見人の戸籍謄本等の交付申請をすることができる。詳細は司法書士か弁護士に相談する。

Q198 私は、近所に住む子供のいない伯父夫婦から、伯父夫婦が死亡した際の葬儀の執行、菩提寺へ納骨等を頼まれた。このたびの震災により伯父夫婦が死亡したが、私自身も被災者なので遺体の引取ができない。また、納骨を予定していた菩提寺も甚大な被害を受けている様子である。伯父夫婦と~~生存~~にした約束は、守らなくても問題ないのか。

A198 この場合の頼まれごとは、委任契約に当たり、当事者はいつでも解契約を解除できるとされている（民法第651条第1項）。ただし、相手方に不利な時期に委任の解除をしたときは、やむを得ない事由があった時ときを除き、相手方の損害を賠償する責任を負う（民法第651条第2項）。

Q200 被後見人から預かっていた預金通帳、各種証書、不動産の権利証等が、津波によって流失してしまった。貸金庫で保管しておけばよかったのだが、自宅の簡易金庫に保管していたため、このようになってしまった。後見人として責任を問われることになるのか。

A200 後見人は、後見の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって、後見事務を処理する義務（善管注意義務）を負う。善管注意義務は、もともと委任契約における受任者に課せられる義務で、委任契約における受任者は、その人（受任者）の職業や地位などから判断して一般的に要求されると考えられる程度の注意（その人と同じ職業についている人やその人と同様の地位を有している人が、平均的に有していると考えられる程度の知識や能力に応じた注意）を払って、委任事務を処理する義務を負うものと規定されており、その規定が、後見人にも準用される。したがって、一般論として、後見人は、自分の財産を管理する時に払う注意よりも、より高度な注意を払って、被後見人の財産を管理する義務を負うことになるため、被後見人の重要書類等を後見人の自宅の簡易金庫で保管していたことにより流~~用~~失してしまったような場合にも、善管注意義務違反による損害賠償責任を問われる可能性が全くないとは言えない。しかし、津波等の天災による重要財産の滅失の場合には、結果的には、より高度な注意を払っても滅失は避けられなかった可能性もあり、そのような場合には、善管注意義務違反による損害賠償責任を問われることはないと思われる。

#### 【その他】

Q201 家が半壊した。家の裏側は崖であり、崖崩れが心配である。平地に田、1000㎡を所有していて耕作は委託している。その田を埋め立てて家を新築したい。なお、その田は、信濃川左岸土地改良区の区域内である。どのような手続きをすればよいか。

A201 農業振興地域の整備に関する法律第8条1項に基づき、農用地区域の変更許可申請をする。（申請書の提出先は農業委員会に問い合わせる）許可が出たら、農地法第4条に基づき宅地変更する許可を受ける。（申請書の提出先は農業委員会）宅地に変更する許可を得られれば、家を新築することができる。

**Q202 住宅ローンが残っているマンションが倒壊してしまった。住宅ローンの支払い義務があるのか。**

A202 地震とローンは別なので原則、借金の支払い義務がある。ただ、~~住宅金融公庫~~独立行政法人住宅金融支援機構は被災者について返済猶予や金利引き下げ、返済期間の延長に応じるほか、補修費、建築費の特別融資枠があるようである。民間金融機関についても、財務省から被災者について配慮するよう通知が出ているようであるので、各金融機関への問い合わせをするとよい。(再建費用について)

福岡市は4月5日、今回の地震で被災した住宅に対し、再建費用の一部として最大300万円を助成する独自の住宅再建支援策を全市的に実施する、と発表した。全市的な支援策は、半壊以上の住宅の建て替えと補修関連の経費が対象になるという。詳細は各区役所に問い合わせること。